

ふるさと小野町会 ふれあい通信

思い出

参議院議員

岩城 光英

(東京支部)



父親が小野警察署に勤務していたため、小学1年から卒業まで、小野新町小学校で学びました。館廻の町営住宅に住んでいました。今でもその住宅が残っているので、懐かしく思えてなりません。

子どものころは広くて長いと思われた道路が、今見るととても狭いのびっくりしています。

当時は寒い冬でした。住宅の裏の坂でスキーをした覚えもあります。そうした厳しい気候の中で、トライアスロンを完走できる、がまん強い性格が育まれたのではないかと

も思っています。

6年間いろいろな思い出があります。遠足で東堂山に登った時、八ちに刺されたこともありました。毎年5月の祭礼に伺っておりますが、いつもそのことを思い出します。町営住宅の端にあった井戸から家にバケツで水を運んだことなどは、今でも時々夢の中に出てくるシーンです。学校から戻ると、町営住宅にいる子どもたちと外でよく遊びました。山の中に陣地を作って遊んだり、冬の田んぼでソフトボールをしたり…。そうした遊びを通して、年上の者が年下の子の面倒をみるなど、社会のルールを覚えていったのではないのでしょうか。多くの同級生が町にいて、年に数回集まりますが、私は幸せ者です。選挙の時も全力で応援していただいております。たった6年間過ぎただけなのに、ありがたいなあ、という感謝の気持ちでいっぱい입니다。私にとっては、本当のふるさと。小野町の発展のために、これからも力を尽くしてまいります。

国民年金コーナー

20歳になったら忘れずに国民年金の加入手続き

国民年金は、老後の所得保障だけではなく、病気やけがで重い障がいが残ったときなどにも年金を支給し、思いがけない人生の「万が一」をサポートする公的年金制度です。

国民年金は、国が責任をもって運営していますので、支給される年金の半分の額が国の税金から負担されるなど、とても有利で安心な制度です。

●義務と権利

日本国内にお住まいの20歳から60歳になるまでのすべての方は、国民年金に加入して保険料を納付する義務があり、年金を受け取る権利があります。

●加入の手続

学生や自営業者などの方で、20歳になって第一号被保険者となる方は、お住まいの市町村役場で直接、手続をしてください。

サラリーマンや公務員の第二号被保険者の方や、その第二号被保険者に扶養される配偶者の第三号被保険者の方は、勤務先の事業所が加入手続を行いますので、個別の手続は必要ありません。

●保険料の猶予・免除

国民年金の第一号被保険者の平成22年度の保険料額は、月額1万5,100円です。学生であるなど、収入が少ないために国

民年金保険料の納付ができない場合は、申請により保険料の納付が猶予・免除となる制度があります。

この申請を行わないまま、国民年金保険料が未納となつてしまうと、老後の年金を受けられなかったり、年金額が低くなる恐れがあります。また、「万が一」のときに障害年金が受け取れないなどの思わぬ事態を招きますのでご注意ください。

「学生納付特例制度」は、所得がない学生の方のご本人の申請により保険料の納付が猶予される制度です。

また、学生以外の一般の自営業者の方などは、経済的な理由などにより保険料の納付が困難なときに、ご本人の申請によって「保険料免除制度」や「若年者納付猶予制度」を利用することもできます。

申請手続など詳しくは、お住まいの市町村役場、または最寄りの年金事務所にお問い合わせください。

☎郡山年金事務所

024-932-3434

☎町民生活課

72-6933